

CONTENTS

特集 新しくなった「常用漢字表」

文化厅提言

「常用漢字表」の改定 舟橋 徹・4

有識者提言

「常用漢字表」改定の意義 前田富祺・6

座談会

「常用漢字表」の改定をめぐる…内田伸子、納屋 信、林 史典、(司会)舟橋 徹・8

告示の概要

新しい「常用漢字表」の概要 文化部国語課・17

[illegible]

鑑 文化芸術へのいざない 51・52

国立美術館の情報発信（水谷長志）……………20

特別展覧会「法然 一生涯と美術」(若杉準治)……………22

文化人の気魄 79

声優は「耳」が大切 小野大輔（声優）……………24

いきいきミュージアム 美術館・博物館事業レポート 107

京都市美術館（京都府）……………26

こどもの文化体験 47

あしたの劇場 一座・高円寺の取組

(平成22年度 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業) 27

日本の伝統美と技を守る人々 重要無形文化財保持者編 39

大西 勲 (髹漆) 28

文化交流使の活動報告 75

韓国での嬉しい出会い（落語家・笑福亭銀瓶）…………… 29

伝建地区を見守る人々 伝建歳時記 72

傳統的建造物群保存地区制度 35 周年 30

言葉のQ & A 11

マニュアル敬語の問題..... 32

国立大学施設探訪 5

天心遺跡と六角堂.....33

文化庁ニュース

文化財の新指定（美術工芸品関係 3）…………… 34

京都国際マンガミュージアム開館 4 年を迎えて …………… 36

ユネスコ無形文化遺産保護条約

「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」への記載 …… 40

「雷が関から文化カプロジェクト」バイオリンと

ピアノのコンサート デュオ三木「60分間世界一周音楽の旅」…42

「霞が関から文化カプロジェクト」

生田流箏曲ミニコンサート 榎戸二幸「箏の調べ 日本のごころ」…42

今月の表紙

ヤギのうたた寝

撮影：岩崎 明

イベント案内● 43

新国立劇場スポットライト ● 45

3月の国立劇場 ● 46

芸術文化振興基金ニュース ● 47

新しくなった「常用漢字表」

文化庁提言

「常用漢字表」の改定

文化庁国語課長
舟橋 徹

1 はじめに

平成17年3月30日に、文部科学大臣から文化審議会に対して、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問されました。その後、文化審議会国語分科会において検討が行われ、2度にわたって試案を公表して、広く国民の意見を聴くとともに、追加・削除字種についての意識調査も実施して、平成22年6月7日に「改定常用漢字表」(2136字)が答申されました。この答申を受け、関係府省との調整を経て、同年11月24日に新しい「常用漢字表」が閣議決定され、11月30日に内閣告示されました。漢字表の改定は、昭和56年に「当用漢字表」(1850字)にかわって「常用漢字表」(1945字)が定められて以来、29年ぶりとなります。この「常用漢字表」をはじめ、これまで国語施策において、表記の「目安」や「よりどころ」

として答申・建議され、内閣告示されたものを整理すると左の図表のようになります。

2 「常用漢字表」改定の経緯

平成17年3月の諮問において、なぜこの時期に漢字政策の在り方を検討すべきなのか、その理由が述べられています。

種々の社会変化の中でも、情報化の進展に伴う、パソコンや携帯電話などの情報機器の普及は人々の言語生活と切りわけ、その漢字使用に大きな影響を与えている。このような状況にあって「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安」である常用漢字表(昭和56年内閣告示・訓令)が、果たして、情報化の進展する現在においても「漢字使用の目安」

として十分機能しているのかどうか、検討する時期に来ている。

また、諮問においては、あわせて、「常用漢字表の在り方を検討するに当たっては、JIS漢字や人名用漢字との関係を踏まえて、日本の漢字全体をどのように考えていくかという観点から総合的な漢字政策の構築を目指していく必要がある」こと、また、「検討に際しては、漢字の習得及び運用面とのかかわり、手書き自体が大切な文化であるという二つの面から整理していくことが望まれる」ことが記されています。

この諮問を受け、国語分科会においては、漢字小委員会と漢字小委員会ワーキンググループを設置して検討が進められました。

その結果、総合的な漢字政策の核となるものが国語施策として示される漢字表であるこ

図表 国語審議会及び文化審議会(国語分科会)の表記に関する答申等と内閣告示の状況

国語審議会				文化審議会国語分科会			
諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申	内閣告示・訓令	諮問	答申(文化審議会) 現行の内閣告示・訓令
1 国語二件 ノ統制 開スル 漢字 2 ノ調査 漢字 3 造二 件 改定 スル 開スル 10.3	当用漢字表 (昭21.11) 当用漢字音訓表 (昭22.9) 当用漢字字体表 (昭23.6)	当用漢字表 (昭21.11) 当用漢字音訓表 (昭23.2) 当用漢字字体表 (昭24.4)	国語施策 の改善 の具体策 について (昭41.6)	常用漢字表 (昭56.3) 常用漢字表 (昭56.10)	常用漢字表 (昭56.10)	情報化社 会に対応 する漢字 政策の在 り方につ いて(平17.3)	改定 常用漢字表 (平22.6)
	現代かなづかい (昭21.9)	現代かなづかい (昭21.11)		改定 現代仮名遣い (昭61.3) 外来語の表記 (平3.2)			常用漢字表 (平22.11)
							現代仮名遣い (昭61.7 平22.11 一部改正)
							外来語の表記 (平3.6)
							送り仮名の付け方 (昭48.6 平22.11 一部改正)
							ローマ字のつづり方 (昭29.12)
	建 議						
	「送りかなのつけ方」 について (昭33.11)	送りかなのつけ方 (昭34.7)		改定 送り仮名の付け方 (昭47.6)			
	ローマ字のつづり方の単 一化について(昭28.3)						

とが改めて確認されとともに、昭和56年の「常用漢字表」が情報機器の広範な普及を想定せずに作成されたものであることから、社会生活で目にする漢字の量が当時と比べ明らかに増えている現在の漢字使用の実態を踏まえた見直しが必要であることが確認されました。

3 「常用漢字表」の意義・必要性

国語分科会では、情報機器の使用による漢字使用の多用化傾向が認められる中、コミュニケーションの手段としての漢字使用という観点に立つて新しい常用漢字表の検討が行われました。漢字使用の目安を示す漢字表は、漢字仮名交じり文による文字言語の伝達をよりわかりやすく、効率的にするものです。また、1万字を超えるJIS漢字が情報機器で利用できる状況の中で、コミュニケーションということを考えると、読み手を意識した漢字使用という観点が大切になります。そのためには、国民共通の漢字使用の目安となる漢字表が欠かせません。わかりやすい日本語表記を進める観点から、「常用漢字表」を目安として、情報機器に掲載されている多数の漢字を適切に選択しつつ使っていくという考え方が広く認識されることが重要と考えられます。同時に、このような漢字表は漢字習得の目標を明確にすることにも寄与することとなります。

4 おわりに

なお、新しい「常用漢字表」も、飽くまでも、一般の社会生活における漢字使用の目安であり、専門分野や個々人の表記にまで及ぼそうとするものでないことには変わりありません。

新しい「常用漢字表」の内閣告示と合わせ、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)と「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第1号)が一部改正されたほか、人名用漢字を定める「戸籍法施行規則」や学校における漢字指導の在り方を示す「中学校学習指導要領」の一部改正等が行われました。また、「公用文における漢字使用等について」が内閣訓令として定められ、各行政機関が作成する公用文における漢字使用の具体的な基準が示されるとともに、「法令における漢字使用等について」も内閣法制局から通知されました。民間においても、日本新聞協会が新しい「常用漢字表」に基づく用字用語を定めるなどの動きが見られます。

このように、新しい「常用漢字表」は、今後、一般の社会生活における漢字使用の目安として、確実に定着していくことが期待されるところであり、文化庁としてもその一層の周知に努めることとしています。

「常用漢字表」改定の意義

大阪大学名誉教授・国語分科会漢字小委員会主査

前田 富祺



昭和56年の「常用漢字表」には「この表は、法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すものである」とあります。昭和21年の「当用漢字表」のこれに当たる部分では「目安」ではなく「範囲」が使われています。つまり「当用漢字表」は「表の範囲内」ということで制限的であったのに対し、「常用漢字表」では漢字使用の目標として尊重すべきものですが、状況により適切な配慮をする余地を認めているのです。これは漢字使用の考え方に大きな変化があったことを意味します。これに対して前のものも今回のものと同じく「常用漢字表」と呼ばれているように、両者の考え方の根本は同じなのです。

前の「常用漢字表」検討のころにはワープロなどの情報機器が普及することは予想されませんでした。ところが、ワープロなどの急速な発展により「常用漢字表」外の漢字が簡単に打ち出されるようになり、その字体に混乱が生じました。それで平成12年「表外漢字字体表」という答申が出されました。しかし、その後も情報化社会は進み、人々の言語生活、とりわけその漢字使用に大きな変化が生じ、漢字使用の目安としての役割を果たさせるための改定が必要となったのです。その点でこのたびの改定は情報化社会に対応する初めての「常用漢字表」の改定ということに大きな意義があります。情報化は言語だけの問題ではなく、社会にも世界にも連なる問題だからです。

改定に当たっては、現代の漢字使用の状況を知るために出来るかぎり新しい頼りになる資料を多く集めています。漢字出現頻度数を調査した資料には、平成16・18年の雑誌・書籍の調査、平成18年10月・11月の朝日新聞・読売新聞の調査、平成19年のウェブサイト調査などがあります。平成18年を中心とするこれだけ大規模な調査が行われ公表されたということは驚くべきことです。まさに情報化社会なればこそと言えます。情報化社会に対応するための検討資料が古いというのは話になりません。古い情報というのは情報にならないのです。昭和56年の「常用漢字表」を作る時の重要な資料に国立国語研究所編『現代雑誌九十種の用語用字』（昭和37年）というのが使われています。こ

と考えます。そこには、

現代のような変化の激しい時代にあつては、「言葉に関する施策」についても、定期的な見直しが必要である。特に漢字表のように現在進行しつつある書記環境の変化と密接にかかわる国語施策については、この点への配慮が必要である。今後、定期的に漢字表の見直しを行い、必要があれば改定していくことが不可欠となる。

この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが重要である。（以下略）

の本を作るための用語用字の調査は昭和31年末までに刊行された雑誌によって行われました。私は昭和42年に夏目漱石の「坊っちゃん」の漢字のカードを作り使用頻度数の表を発表しましたが、まる1年かかりました。当時としては現代雑誌の調査から発表までに多くの時間がかかったのもやむを得ません。しかし、昭和31年の原資料の結果が昭和56年に公表された漢字表に利用されているというのではあまりに間が空き過ぎていのように思われます。国語施策の検討の場合、時間と費用などのことも考えなければなりません。私自身は「表外漢字字体表」のときにすでに「常用漢字表」の改定も必要だと考えていたのです。その点で、多くの漢字使用の資料を集めながらそれらの頻度数を考え、使われる用法や場面、使用者の意識など様々な面を総合的に判断するという方法は、時間的にも効率的にまとめることが出来たということと今後改定する場合の参考にすることが出来ましよう。

今後の参考などと言うと、もう変えることを考えているのかと言われそうですが、言語は文化を継承するといふ変わらない面と新しい時代に応じて変わってゆく面とがあるので、ここでは答申に「漢字政策の定期的な見直し」という項目が入ったのは大きなことだ

見直しのための調査に対する予算を要望します。

「常用漢字表」改定の意義というのは、これが出来たことに対してではなく、これが社会に出てどのように参照され、どのような影響を与えていくかによって評価されるべきものです。いくら良い改定がなされてもそれが誤って解釈されれば良い結果とはなりません。「常用漢字表」を使ってどのような文章をまとめてゆくかは利用者の考え方によるのです。その点では「常用漢字表」は利用者によって育てられてゆくものなのです。「常用漢字表」の改定がより良い情報化社会を作るのに役立つことを期待します。

「常用漢字表」は目的に応じた適切な漢字仮名交じり文をまとめるための目安です。より良く情報を伝えるためには、一つ一つの漢字の用法だけでなく、語として文として漢字がどのように使われて全体の文章がまとまっているかが重要です。表現を変えてわかりにくい漢字を避ける、どうしても使わなければならない表外漢字に振り仮名を付けるなどの工夫が必要になるかもしれません。印刷された文章としての読みやすさへの配慮も必要でしょう。そのような個人の努力の積み重ねが成功してはじめて、「常用漢字表」改定の意義があったと言えるでしょう。

「常用漢字表」の改定をめぐって

●出席者（敬称略）

内田 伸子 お茶の水女子大学大学院教授
納屋 信 日本文化大学准教授
林 史典 聖徳大学教授、国語分科会長

舟橋 徹 司会、文化庁文化語課長

はじめに

舟橋 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。ご存じの通り、文化審議会から6月7日に答申していただいた「改定常用漢字表」は、その後、関係府省との調整を経て、11月24日に一般の社会生活における漢字使用の目安として閣議決定され、内閣告示として11月30日付けで告示されました。

本日は、この新しい「常用漢字表」について、その意義、必要性や改定に当たった際の基本的な考え方などを広く国民の皆様にご理解いただくために、審議に携わっていただいた国語分科会委員で漢字小委員会に所属されていた3名の先生方、内田伸子先生、納屋信先生、林史典先生にご出席いただき、座談会を開催することといたしました。

それでは、早速ですが、漢字表の審議に携わってこれら感じになったことなどをお話いただければと思います。

内田 日本語は漢字と仮名文字を持ったことにより文章に視覚的な効果と音楽的な効果をもたらしと言えらると思います。私はその意味で漢字というのはとても大事だと思っております。また、漢字を使う文化圏に生まれたことを大変幸せに思っております。

漢字小委員会に参加させていただき、「改定常用漢字表」の作成の一端を担わせていただきました。情報化の進展に伴いまして、パソコンや携帯電話など情報機器の普及が人々の言語生活に、とりわけ漢字使用に非常に大きな影響を与えている中で「常用漢字表」が現代の漢字使用の目安としてほんとうに機能し得るかどうかを検討し、時代に即した「常用漢字表」を作成する、その時期に来ている

との認識に立つて改定作業が行われたわけで、この作成の一端を担うことができたことは大変光栄であったと思っております。

納屋 私、このような重要な役割を果たせたということ、その感慨は非常に大きなものがござります。この漢字表が、国民の日常的な漢字使用、これからは漢字仮名交じり文の言語生活が安定して続く、その大前提になるものと強く認識しています。今回の改定の最も基本になっているものが、字体の安定ということにあつたと思えてなりません。情報機器での字体の変更は、社会的な混乱が予想されます。それを将来的にも防ぐということ、これは、日常あまり気にせずに過ごしているところがございますが、放送、新聞等で、この漢字表を役立てていくということになるので、とても大きな意味を持っていると思うのです。

それから、漢字表では、字種の増減だけでなく、音訓の整備、読みへの配慮、手書きへの配慮と、ずいぶん手厚い形で表が作られています。特に手書きについては、多くの用例を出して、手掛かりを提供していますので、目安として信頼性が高いと思います。また、作り上げていく過程で2度の試案に対する国民からの意見募集が行われ、会議そのものも公開で行われましたので、非常に開かれたものであったと思います。

林 今、ご指摘がありました。国語分科会及び漢字小委員会はすべて公開しました。それ



内田伸子氏

れから国民からの意見募集も2度行いました。そういうことを通じて非常に透明度の高い議論ができたのではないかと思います。その結果、情報化の実態に合わせた改定ができたのではないかと思います。

審議の過程では、憂鬱の「鬱」とか、それから代名詞の「俺」、三鷹の「鷹」、障碍の「碍」などの採否が議論の焦点になりました。また、謙遜の「遜」とか、遡及の「遡」とか、「謎」などの新しく加わる漢字の二点しんにゅう（二）も問題になりました。それぞれ「常用漢字表」見直しの本質的な問題にかかわる事項であつて、そういうものがしっかりと議論できたということはこの答申にとつて大変いいことだったと思います。

例えば、「鬱」という字など画数の多い漢字も加わりましたが、これに関しては「漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない」ということを示しました。「鷹」というのは、固有名詞に用いる漢字と社会的に共有される漢字の関係というものを考える非常に大きなきっかけになりました。それから、しんにゅうに関して言いますと、手書きの字体と印刷字体との関係を整理するきっかけになったと思っております。大事な事項はほとんど審議の過程の中で取り上げられ、その分だけきめ

細かな検討ができたのではないかと感じています。

「常用漢字表」の意義・必要性

舟橋 それでは、これから新しい「常用漢字表」の意義、必要性についての話題に入りたいと思います。

今回の改定につきましては、情報機器の普及が人々の言語生活ととりわけ、その漢字使用に大きな影響を与えているという状況にあつて、これまでの「常用漢字表」が漢字使用の目安として十分機能しているかどうか、つまり、情報化社会におけるコミュニケーションの手段としての漢字使用ということが重要な観点となっております。

まず、情報化社会において、なぜ「常用漢字表」が必要であるのか、その辺りのご説明をいただけないでしょうか。

林 漢字というのは、ローマ字や仮名と違って字種が大変多い。字形も複雑になります。ですから習得が容易ではありません。そうすると、読み書き能力に大きな個人差が出てきます。そのような漢字を社会に広く通用させるためには、一人一人が共有すべき漢字の範囲——字種とか読み方ですね——それを定めて、それを習得目標にするとともに、誰もが読めるように書かなければならない文章で用いる

漢字というのはその範囲内にとどめる努力をする必要があります。そういう点に、こういう漢字表を作る意義や必要性があるのです。今回の漢字表の改定ですけれども、これは情報化に対応するものです。実はパソコンが普及したのはこの25年から30年ぐらいの間でして、あつという間に、これを使えば誰でも書けない漢字、それどころか今まで読めなかった漢字まで自由に使えるようになりました。

一方で、情報機器によって大量の文章が作成され、それを効率よく読み取ることが要求されるようになりました。そのような環境で大事な読み取りやすさということになります。情報機器を利用すれば自由に漢字が使えるからといって、読み手に配慮しない書き方をすれば、読み取りやすさが損なわれます。機器の長所を生かした読み取りやすい書き方、国民の感覚に合った、豊かでわかりやすい書き方をするにはどの程度の漢字と、どのような音訓が必要か、社会の実態を調査して情報化社会にふさわしい漢字表に改める必要が大きくなりました。新しい「常用漢字表」は、そのような必要に応じたものだと言えると思います。

舟橋 この「常用漢字表」というものは、そもそもどのような性格の漢字表であるところ

何も変わっていないと思います。ただ、今回の漢字表と教育とのかかわりにおける意義ということからすると、字体が確実に変わって採られていることが挙げられます。つまり、JIS漢字とのかかわりで、追加漢字の字体については、原則として康熙字典体によっていますので、その点で、難しいようにも思えるのですが、印刷文字の表外漢字とのかかわりも考えるとき、むしろ自然だという認識を持てるようになるのではないかと思います。

その意味で、字体と書体と字形の違いについて、改めて確認をする必要があると、こういう意向が答申にはよく反映されているかと思えます。字体については飽くまでも抽象的な形態上の概念、書体は明朝体とかゴシック体だとかという目で見えている一定のスタイルの体系というように違いがあります。字体、書体、そして字形については、今後やはりこの違いを確実に了解した上で漢字を考えていくのがよろしいのかなと思っています。

教育の面では、学習者の年齢的なことや、漢字を読む指導か、書く指導か等いろいろな問題がございますから、当然教育上の配慮をしなければならぬということがございます。文部科学省で今回の「常用漢字表」の内閣告示を受けた対応について、専門家会議で検討を重ねられたと聞いております。

えればいいのでしょうか。

内田 「改定常用漢字表」は、昭和56年の「常用漢字表」と性格は変わりません。「一般の社会生活における漢字使用の目安」となるものであるということで、同じ性格を持つているものです。専門用語や固有名詞は対象外であり、個々人の表記も対象外であります。したがって、「改定常用漢字表」にない漢字だからといって、その漢字を使つてはいけないということはありません。もちろん「改定常用漢字表」が示されれば、例えば、教育現場などではその目安に対応した指導が求められることとなりますが、この点については、教育上の適切な措置に委ねるとして、文部科学省でも既に専門家会議で検討が行われたと聞いております。「常用漢字表」は、飽くまでも「一般の社会生活における漢字使用の目安」であると私たちは受け止めておけばよろしいのではないかと考えております。

舟橋 「常用漢字表」は、「一般の社会生活における漢字使用の目安」ということで、基本的に固有な名詞、あるいは専門分野の言葉はこれまでと同様、対象外とされています。漢字ということと申しますと、人名用漢字、あるいは情報機器に搭載されるJIS漢字、さらには、学校現場で使われている学年別漢字配当表などもあります。「常用漢字表」とこれ

林 常用漢字と人名用漢字、JIS漢字とは大変密接な関係にあります。人名用漢字というのは、「常用漢字表」の漢字以外に人の名前に用いることができる漢字を定めたもので、現在は約1000字、正確に言うと985字あります。なぜ人名用の漢字にも制限が設けられているのかと言いますと、命名の自由は認めつつも人の名前を持つ社会性という観点から言うと、やはり常用平易な文字が用いられることが望ましいと、そういう考え方が重視されているからです。常用平易な漢字の範囲を重視するという点では全く常用漢字と同じでありまして、このたびの「改定常用漢字表」の答申の前文にもそのような考え方が述べられています。

JIS漢字ですが、JIS漢字というのは情報機器に搭載する漢字及びその規格を定めたものです。第1水準から現在第4水準まで、すべて合わせて1万500字あります。常用漢字はこれと整合している必要があります。今回の改定では、情報機器における漢字の実態を考慮する必要があります。今後やはり情報機器の漢字は、それを考慮する必要がありますが非常に大きくなると思います。例えば、「常用漢字表」の字体と情報機器の字体とが一致していないと混乱が発生します。そこで、今回は常用漢字表には、印刷文字とJIS漢



納屋 信氏

らとの関係や今回の改定の影響がどのようなものかということについてお話をいただければと思います。

納屋 まず教育の面からですが、この漢字表は「一般の社会生活における漢字使用の目安」ということになっておりますので、学校の子供たちの側からしますと、習得のための目安ということになります。つまり、子供たちが社会生活を営んでいく、そこに入っていく、参加していくという上での一つの通過点ということになると思います。前の「常用漢字表」もそうでしたが、その価値や役割では

字における字体に従って通用字体を掲げました。謙遜の「遜」、週及の「週」、「謎」という字のしんにゅう部分が二点しんにゅう(ㇿ)になったのはそのためです。飽くまでこれは印刷文字における現代の通用字体で示した結果です。一点しんにゅう、二点しんにゅうの問題は、言わば印刷文字字体に限られた問題であり、これは手書きにおける字体の正誤にかかわる問題ではないという点は広く理解をしていただかなければいけない点だと思えます。

「常用漢字表」の基本的な考え方

舟橋 続いて、今回の「常用漢字表」の改定に当たっての基本的な考え方、あるいは字種選定の考え方等について話題を移していきたいと思えます。

林 今回の文部科学大臣の諮問は「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」ということでした。したがって、基本的な考え方としては、これまでの漢字表を情報化時代にふさわしい漢字表に改めること、ここに第一の目的がありました。そのためには情報化の実態を踏まえる必要があります。その実態を踏まえるための調査と分析に大きな力を注ぎました。その結果に基づいて、字種や音訓を見直したわけですが、そこでは



林 史典氏

わかりやすさ、読みやすさと表現力の豊かさということが重視されました。もちろん今回の改定もこれまでの国語施策の延長線上にあるわけですから、国語施策としての継続性ということも重視されました。そして、改定による混乱を避けるためにあらゆる検討が行われました。

納屋 漢字使用の実態を把握するというとき、多くの漢字が世の中で使われているわけですから、どこかの時点で何かによりどこを求めなければいけません。文部科学大臣の諮問は平成17年（2005年）でございました。そこで、平

成16、17、18年と3か年にわたる凸版印刷の出された書籍861冊、漢字数にして延べ5000万字について、それらが一体どのような形で使われているかという調査を行いました。また、大手新聞社2社の2か月間にわたる漢字の調査も加えました。さらに、Webサイトにおける漢字の出現頻度数調査についても行ったわけです。Webサイトの調査には、アスキーアートでの漢字使用もカウントされてしまったため、扱いは慎重を要しました。

そのため、やはり印刷物としての書籍、雑誌というものは非常に大きなわけです。これを中心を考えるということで検討が進みました。こうした調査結果を見ますと、「常用漢字表」というのは、これまでに正に一般の社会生活の中で定着、根付いてきた、ということが実感されました。つまり、人々は漢字を使用するときにはやはり常用漢字を踏まえて、文章を書いたり、読んだりしていると思われるのです。

検討は、漢字使用の頻度数調査を行って、そこで確認できた漢字を対象に、候補漢字を個別に検討するという丁寧な進め方でした。この詳細な検討は、主に漢字小委員会ワーキンググループで行われました。漢字は文字表現の中で使われますから、その漢字の前後を見ないと漢字の使われ方の意味、という語

として使われているかがわからないということと、出現文字列頻度数調査を行い、使用状況を確かめたわけです。その調査結果から、使用頻度の非常に高い漢字でも固有名詞や専門用語として、専ら使われているものがあるなどのことがわかりました。こうした作業を積み重ねた上で漢字の使われ方、造語力などを見て、単に使用回数が多いから漢字表に取り込むというのではなく、1文字1文字をきちんと検証していったという過程がありました。したがってそれに基づいての議論ということになりますと、大変に内容が確かで、信頼度があるわけです。日常生活での各漢字の必要性を十分に検証して、検討していると思

いました。

現在は、情報機器が普及してきましたから、どうしても漢字が簡単に使用できるという日常生活になっているわけです。そのため漢字を多く使いますから、やはり使用漢字の数を多くしていいのではという方向性を委員の皆様、これは共通にお持ちだったと思います。国民の皆様にも十分にご理解いただけるものだったのではないかと思います。

そのような中で追加漢字が196字、削除漢字が5字ということになりました。これらの追加・削除候補の漢字についても、文化庁の「国語に関する世論調査」において、残し

た方がよい漢字があるか、読むことについては差し障りがないかなどという形で国民の意識を調べました。このようにとてもきめ細かな形で、国民の皆様の意見や意識を十分に踏まえた対応がなされたと思います。

また、音訓につきましては追加漢字についてだけでなく、これまで使われてきた「常用漢字表」の中でも、漢字の使用実態に合わせて、「疲^{つか}らす」や「畝^{あき}」などの訓を削除し、「育^もむ」や「応^おえる」などの訓を追加するなどの見直しを行いました。

昭和21年の「当用漢字表」から昭和56年の「常用漢字表」に改められるときは95字の追加だけだったのですが、今回は、196字の追加、5字の削除となりました。漢字表の追加漢字を見ますと、現在の社会の様々な機会に使われる可能性が高い漢字が確実に取り入れられているかと思

います。

舟橋 国語分科会におきましては、文部科学大臣からの諮問で検討が求められた、情報機器が広範に普及する中での漢字を手書きすることの位置付けについても審議がなされました。この手書きの位置付けについては、どのように考えればいいのでしょうか。

内田 情報機器の普及は手書きの機会をとて減らしてしまいました。漢字を手で書くことと読めることとの間の乖^{へだ}離が非常に大きく

なる中、漢字習得期の子供に手書きをどう位置付けるか、どう取り扱うかというのは非常に大きな課題であると思います。

日本語の表記は漢字と仮名文字から構成されているわけで、漢字は概念の乗り物であり、つまり、字形を見ればだいたいの意味が把握できます。一方、仮名は特殊音節を除いて文字と音が1対1対応しているというところで、発音が非常にしやすいものです。つまり、視覚的な効果と音的な効果というのを持つことになったわけで、文の意味は漢字が交じることで非常に容易に推測できることになり

ます。

私たちは生活の中にあふれる漢字と仮名を目にしているわけで、子供もそのように様々な文字に触れております。平仮名、片仮名、漢字、それからアルファベット文字にも触れています。その中で自然によく目にするものについて読んだり、書いたりすることは幼児の終わりぐらいいな

って始まるわけです。特に漢字につきましては、平仮名よりも複雑なパターンを取るの一見習得に難しいのではないかと思われるかもしれませんが、実際は逆で、読むという面に限りますと複雑な字形であれば、なおさら漢字の違いを区別して見分けるための手掛かりがあるために習得が容易です。しかし、文字を書くため

には手指の筋肉運動の巧緻性が求められます。手指の運動機能が成熟しないと細かく書き分けるといことができません。漢字の字形の弁別や同定、つまり漢字の認識のためには、実際に手を動かして筋肉運動の感覚フィードバックを得る感覚運動体験がないと字形を認識し、書くことができないのです。このことから、漢字の読み書きの習得初期にはそのような手書き運動の体験が不可欠なのです。

小学校1年生ぐらいから低学年にかけては、まだ十分に細かい手の巧緻性が発達していない時期ですので、漢字の字体の複雑さに応じて学年別の配当というのがなされているのだと思います。

以前、私は、文字を書く過程がどのように発達するかということについて語っていただきました。子供たちに、お話の続き話を語ってもらい、その物語を文字で書けるかどうかとテストいたしました。幼児期から小学校1年生までを対象に縦断的に追跡したのですが、最初は言葉を唱えながら、つまり、1字1句、外言を伴いながら文字を書く段階からやがて黙ってスラスラ文字を書く段階へと移行するまでに五つの段階を経過して進んでいきます。最初のうちは言葉を伴いながら文字を拾い書きしていたとき、その言葉というの

だんだん微少化されていきます。これは、思考機能果たす内言が発生するプロセスに類似しています。しかし、最初のうちは外言というのは言葉よりも文字のレベル、1文字ずつのレベルで生じていますので、注意の範囲は書字という、極限された行為の範囲に限られているのではないかと推測されます。ですから、初期の作文に伴う外言というのは意味やイメージの形成などの内言機能が言葉によつて外的に展開されたものとは考えられず、むしろ発音と文字の対応を想起する役割を果たしているものと推測されます。

文字の読み書きの習得はこのように幼児期から始まっているわけですが、それを土台にして小学校に入つて漢字とか片仮名というふうな文字の学習が組織的な学習形態をとつて開始されます。生活に必要な識字力とは幼児期から始まっていますけれども、それを土台にして漢字指導によつて、読み書きの力が急速に整つてまいります。そうしますとものを考える手段として、また時間・空間を隔てた相手とコミュニケーションする手段として文字を活用できるようになっていくわけです。

思考の手段としての識字力を習得するには、習得期の漢字の手書きについて特別に配慮すべきだと考えます。小学校、中学校ではそれぞれの年代に応じて書き取りの練習を行



舟橋 徹 (司会)

うということは必要だと思えますけれども、機械的な反復練習は手の運動にしかありません。漢字の成り立ちや意味と結び付け、熟語探しや同じ偏の文字を集めていくというようなゲームなどの形を取りながら、豊かな言語生活に資する漢字の手書きの「訓練」をしていただきたいと思います。

とにかく楽しくなければ知識は身に付きません。漢字も同じであります。マスを機械的に1ページ分、埋めていくとか、偏を先に書き込み、後からつくりを書き込むなどのやり方で宿題をこなすようなやり方では文字は

身に付かないだろうと思うのです。訓が同じ文字を探し出し意味の共通性に気付いたり、熟語を構成したり、漢字の成り立ちを調べて漢字の意味を知ろうとする「漢字遊び」を、いろいろ工夫していただき、子供たちが楽しく漢字に親しんでいくような、読み書きの学びの機会を用意してほしいと願っております。

おわりに

舟橋 ここまで今回の改定の意義・必要性や基本的な考え方についてお話しいただきました。ここからは最後のまとめといたしまして、「常用漢字表」を利用していただくに当たりまして、国民の皆様にご留意いただきたい点、あるいは意識していただきたい点などをお話したいだけだと思います。

納屋 この漢字表の改定は、情報化の進展に対応するためのものでした。漢和辞典を見ると漢字に文字コードが付いていて、漢字と情報機器等のかかわりを伝えています。日常生活に欠かせない文字情報がJIS漢字によつて成立していることを、改めて感じます。

「当用漢字字体表」(答申別冊)は謄写版刷りで始まったと思いますが、今回の「常用漢字表」までの戦後65年間、この間に社会の変化を踏まえた漢字施策の果たしてきた役割、特に情報化に対応した今回の改定の意義や重

要性などが、国民の皆様十分に伝わること願つてやまないところであります。

私自身も情報機器を活用した漢字使用について、わかりやすさを基本としたいと思つています。戦後、公用文書は漢字、平仮名による漢字仮名交じり文となりました。現在は、その漢字、平仮名による文章表現が、社会生活全般に定着しています。この文化の重みや継承性も、十分受け止めてみる必要があると思います。社会の変化に伴い、少しずつ拡大してきた「常用漢字表」ですが、若い人たちも、社会への参加の目安の一つとして、漢字の習得や上手な使い方に注意を向けてくれるなら有り難く思います。

林 これまで使われてきた前の「常用漢字表」の見直しが終わわり、新しい漢字表が完成したわけですが、これが終わりではなくて、これからはそういう漢字表の趣旨をどこまでよく理解し、いかに適切に用いるかが大切ですから、そういう点で、一般の文字使用について2点、それから学校の教育について2点申し上げたいと思います。

まず、漢字表は飽くまで社会一般で振り仮名などを付けることなく用いることのできる漢字の範囲を目安として示したものですから、読み手に配慮して表内字であっても振り仮名を付けたら、あるいは仮名書きしたりす

るということは全く妨げられていないわけですが、この点は誤解がないよう共通の理解としていただく必要があるのではないかと思います。

それから、漢字表というのは、各種専門分野や、個々人の漢字使用にまで干渉するものではありません。しかし、可能な限りは漢字表の趣旨を理解して、専門分野の文書であっても、あるいは個人間の文書であってもわかりやすい書き方に努めてほしいと思います。それが日本語の書き方をわかりやすくしていくのだと思います。

次に、教育に関してですけれども、この「常用漢字表」というのは法令とか公用文書、新聞、雑誌、テレビの字幕など、国民の多くが読む文章に振り仮名なしで記すことができ、漢字の範囲を目安として示したものですから、表内漢字のすべてが読めてわかるようになることが一番大切なわけです。すべてを書けるようになることまで求められているわけではありません。学校教育もやはりこういう情報化社会の実態に合った漢字指導が必要になつてきているのではないかと思います。どういうことかと言いますと、「漢字表に掲げるすべての漢字を手書きできる必要はなく、また、それを求めるものでもない」という答申の趣旨を踏まえて、効果的指導をしていただ

くということが必要なのではないかということです。常用漢字の数が増えたので、その増えた分も全部書けなければいけないというふうに考えますと、これは文字習得の負担が大きくなりすぎますし、必ずしも社会の実態や要請にそれが合致するわけではないということに注意すべきだと思います。それから、入学試験等においても、この漢字表の趣旨をよく理解をした対応をしてほしいと思います。

それから漢字というのは、字体に対するこだわりの非常に強い文字で、これほど字体にこだわる文字というのは他にありません。例えば、平仮名の「は」「け」の第1画目ははねるのかはねないのか、「き」の第3画目と第4画目は続けるのか続けないのかなどということとはあまり気にしません。しかし、漢字では、続けるか、離れるかは大きな問題となります。書き取りの正誤の根拠にされることもあります。それぐらい漢字というのは、字体にこだわるというところがあります。なぜかと言いますと、漢字は字形が複雑で、歴史があるからです。字形についての細かな点にまで注意を行き届かせるような、そういう文化を育ててきたということがありまして、アルファベットも仮名も全くそんなことがないような細かな部分にまで字体にこだわるというのが漢字の特徴だと思います。漢字の指導

告示の概要

新しい「常用漢字表」の概要

文化庁国語課

I 内閣告示・訓令制定の概要

- (1) 平成22年6月7日に文化審議会が答申した「改定常用漢字表」を受け、同漢字表を「一般の社会生活において現代の国語を書き表すための漢字使用の目安」として定める内閣告示を制定しました。同漢字表は同年11月24日の閣議決定を経て、内閣告示「常用漢字表」として同年11月30日の官報に掲載されました。
- (2) 各行政機関の公用文作成における漢字使用については、同漢字表によるべきことを示す内閣訓令を制定するとともに、平成22年11月30日の官報において、公用文における漢字使用等に関する統一的基準を訓令の別紙として示しました。
- (3) 今回の内閣告示の制定に伴い、「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)は廃止しました。また、字種及び音訓の追加に伴い、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)及び「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第1号)の一部を改正しました。

II 「常用漢字表」(平成22年内閣告示第2号)の要点

(1) 漢字表の性格等

- 法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの。
- 難しい漢字も簡単に打ち出せるパソコンや携帯電話などの情報機器の急速な普及により、文字使用環境が大きく変化したことを踏まえ、文化審議会国語分科会において、「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)を見直したのも。
- 科学、技術、芸術その他の各種専門分野や個人の人々の表記にまで及ぼそうとするものではなく、過去の著作や文書における漢字使用を否定するものでもない。また、都道府県名に用いる漢字及びそれに準じる漢字を除き、固有名詞を対象とするものではない。

(2) 字種

- 出現頻度、造語力の有無、読み取りの効率性などの観点から、18頁に掲げた196字を追加し、5字を削除。現行1945字から2136字の漢字表に改定。
- 専ら固有名詞を表記するのに用いる漢字(例えば、伊、彦など)は対象外として追加しないが、都道府県名に用いる漢字(＝岡、阪、熊、鹿、梨、阜、茨、媛、埼、奈、栃)及びこれに準じる漢字(＝畿、韓)は例外として追加。

(3) 音訓・付表

追加字種が実際にどのような語として使われているのかを調査し、その使用実態に基づいて採用すべき音訓を決定。さらに、「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)に入っている漢字や付表(いわゆる当て字や熟字訓など、1字1字の音訓としては挙げにくいものを掲げた表)についても同様に検討を行い、必要な手直しを実施。

に当たってはそれが行き過ぎることによって、漢字学習そのものが子供たちに苦痛にならないように、字体の指導についても十分現実を踏まえた指導をしていただきたいと思っています。

それからもう一つ付け加えさせていただきます。それは手書きの重要性ということ、一般社会では、やはり機器の普及によって、手で書くことを大切にしている気持ち、あるいは手書きの文字の美しさとか味わいを感じる心というのが衰えてきていると感じます。手書きというのは声にたとえて言いますと、言わば個人の肉声のようなものです。ですから、私たちはこの手書きの文化というものを大切にしたいものだと感じます。

内田 漢字小委員会に参加させていただいて、意見募集がとても印象的だったんです。第1回の意見募集は、平成21年3月16日から4月16日まで、このときに寄せられた意見は220通ございました。さらに、2度目の意見募集は、同年の11月25日から12月24日に行われたわけですが、このときには272通もの意見が寄せられました。意見を寄せてくださった方々の年齢は広く、小学生から90歳過ぎの方までほんとうにもうそれぞれが熱のこもったご意見を寄せてくださいました。

た。中には卒業論文並みの力作もあって、そこから学ぶこともとても多かったんです。この寄せられた意見を受けて、委員の皆様が熱い議論を戦わされる。ほんとうに私はその場においてすばらしい体験をさせていただいたと思っています。

例えば、70代の男性のコメントには、日本語の持つ繊細なニュアンスは日本語の表現力を確保するために必須のことだとありました。異字同訓を排除する方針を見直して、訓を多く採るべきではないかなどという意見もありました。私も漢字の概念喚起力にいつも助けられています。例えば、子育ての講演の折には、「教育」「共育」「協育」という文字を示して、「『キョウイク、キョウイク、キョウイク』と発音は同じですが、漢字を見ると意味が違って、それぞれが合わさって豊かな意味が伝えられますね。子供に教える育てる営みは共に育ち合うことですし、社会や教師、保育者、親たちが協力して子供を育てる営みであることが漢字を見ると推測できますね。日本語って素敵ですね。日本語は漢字と仮名を持てたことで、豊かな意味や概念を伝えることができるのですから。」などと語呂合わせを楽しんでいますので、このご意見に我が意を得たりの思いでした。

委員の皆様も、これは同意見だとか、これ

はちょっと極端か、などのメモを書き込みながら、寄せられたご意見を基に、非常に熱心に検討していただきました。

そのような検討を経て、字源などの歴史にまで遡る、そしてほんとうにこれまでの言語生活を深く考察し検討を重ねる、その結果、造語力と使用頻度の観点から「常用漢字表」の改定が作成されたというのは誠にうれしいことであり、この歴史的現場に立ち会わせていただいたのはとても光栄なことでありました。

今、正に私は創られました。この仏に魂を込めるのは私たち、漢字仮名交じり文を使う、私たち国民の仕事ではないかと思うわけです。ほんとうにいい魂をこの仏に込めていく、そういう形で日本の言語生活、それから伝統を受け継いでいきたいと願っております。

舟橋 ただ今、これから魂を込めるんだというお話もいただきました。今後、文化庁といえども、「常用漢字表」の趣旨が生かされて幅広く国民の皆さんに活用していただけるよう、この意義について十分周知、普及に取り組んでいきたいと考えているところでございます。本日は大変にお忙しい中、座談会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

(一)

(2-1) 音訓の追加 (28字) [音=片仮名表記, 訓=平仮名表記]

委 [ゆだ・ねる]	育 [はぐく・む]	応 [こた・える]	滑 [コツ]
関 [かか・わる]	館 [やかた]	鑑 [かんが・みる]	混 [こ・む]
私 [わたし]	臭 [にお・う]	旬 [シュン (1字下げ)]	
伸 [の・べる]	振 [ふ・れる]	粹 [いき]	逝 [い・く]
拙 [つたな・い]	全 [すべ・て]	創 [つく・る]	速 [はや・まる]
他 [ほか]	中 [ジュウ (1字下げ)]	描 [か・く]	
放 [ほう・る]	務 [つと・まる]	癒 [い・える, い・やす]	
要 [かなめ]	絡 [から・める]	類 [たぐ・い]	

(2-2) 音訓の変更 (1字)

側 [かわ→がわ]

(2-3) 音訓の削除 (3字) [音=片仮名表記, 訓=平仮名表記]

畝 [せ] 疲 [つか・らす] 浦 [ホ]

(3-1) 付表の語の追加 (6語)

鍛冶 [かじ] 固唾 [かたず] 尻尾 [しっぽ]
老舗 [しにせ] 真面目 [まじめ] 弥生 [やよい]

(3-2) 付表の語の変更 (5語)

一言居士→居士 五月晴れ→五月 お母さん→母さん
お父さん→父さん 海女→海女, 海士

また, 付表の語を構成要素の一部とする熟語に用いてもよいことを明記。

例 河岸 (かし)→魚河岸 (うおがし) 心地 (こち)→居心地 (いごち)

(4) 字体

「字体についての解説」に参照すべき項のある漢字については, 備考欄に*を付記。

○文化審議会答申「改定常用漢字表」掲載 URL

http://www.bunka.go.jp/bunkashingikai/soukai/pdf/kaitei_kanji_toushin.pdf

○平成 22 年内閣告示第 2 号「常用漢字表」掲載 URL

http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/kokujikunrei_h221130.html

(4) 字体

追加字種の字体 (印刷文字における字体) については, 「表外漢字字体表」(平成 12 年 12 月国語審議会答申) に示された「印刷標準字体」を基本としつつ, 下の*に掲げた 5 字には, 括弧内に示す「許容字体」(現に印刷文字として用いている場合には, 印刷標準字体に改めなくてもよい字体) を併せて明示。また, 印刷文字字形とは異なる手書き特有の字形を持つ字について, 具体的に説明。

* 邇 [邇], 遜 [遜], 謎 [謎], 餅 [餅], 餌 [餌] [] の外が「印刷標準字体」

Ⅲ 「常用漢字表」(昭和 56 年内閣告示) からの変更点

(1-1) 追加字種 (196 字)

挨	曖	宛	嵐	畏	葵	椅	梟	茨	咽	淫	唄	鬱
アイ	アイ	あてる	あらし	イ	イ	イ	イ	いばら	イン	イン	うた	ウツ
怨	媛	艶	旺	岡	應	俺	苛	牙	瓦	楷	潰	諧
エン	エン	エン	オウ	おか	オク	おれ	カ	ガ	ガ	カイ	カイ	カイ
崖	蓋	骸	柿	顎	葛	釜	鎌	韓	玩	伎	亀	毀
ガイ	ガイ	ガイ	かき	ガク	カツ	かま	かま	カン	ガン	キ	キ	キ
畿	臼	嗅	巾	僅	錦	惧	串	窟	熊	詣	憬	稽
キ	キュウ	キュウ	キン	キン	キン	グ	くし	クツ	くま	ケイ	ケイ	ケイ
隙	桁	拳	鍵	舷	股	虎	鋼	勾	梗	喉	乞	傲
ゲキ	けた	ケン	ケン	ゲン	コ	コ	コウ	コウ	コウ	こう	ゴウ	
駒	頃	痕	沙	挫	采	塞	埼	柵	刹	拶	斬	恣
こま	ころ	コン	サ	ザ	サイ	サイ	さい	サク	サツ	ザン	シ	
摯	餌	鹿	叱	嫉	腫	呪	袖	羞	蹴	懂	拭	尻
シ	ジ	しか	シツ	シツ	シュ	ジュ	シュウ	シュウ	シュウ	ショウ	シヨク	しり
芯	腎	須	裾	凄	醒	脊	威	煎	羨	腺	詮	箋
シン	ジン	ス	すそ	セイ	セイ	セキ	セキ	セン	セン	セン	セン	セン
膳	狙	邇	曾	爽	瘦	踪	捉	遜	汰	唾	堆	戴
ゼン	ソ	ソ	ソウ	ソウ	ソウ	ソク	ソク	ソン	タ	ダ	タイ	タイ
誰	旦	綻	綴	酎	貼	嘲	抄	椎	爪	鶴	諦	溺
だれ	タン	タン	チ	チュウ	チョウ	チョウ	チョク	ツイ	つめ	つる	テイ	デキ
墳	妬	賭	藤	瞳	析	頓	貪	井	那	奈	梨	謎
テン	ト	ト	トウ	ドウ	とち	トン	ドン	どんぶり	ナ	ナ	なし	なぞ
鍋	匂	虹	捻	罵	剝	箸	汜	汎	阪	斑	眉	膝
なべ	におう	にじ	ネン	バ	ハク	はし	ハン	ハン	ハン	ハン	ビ	ひざ
肘	阜	訃	蔽	餅	壁	蔑	哺	蜂	貌	頰	睦	勃
ひじ	フ	フ	ヘイ	ヘイ	ヘキ	ベツ	ホ	ホウ	ボウ	ほお	ボク	ボツ
昧	枕	蜜	冥	麵	冶	弥	闇	喻	湧	妖	癩	沃
マイ	まくら	ミツ	メイ	メン	ヤ	や	やみ	ユ	ユウ	ヨウ	ヨウ	ヨク
拉	辣	藍	璃	慄	侶	瞭	瑠	呂	賂	弄	籠	麓
ラ	ラツ	ラン	リ	リツ	リョ	リョウ	ル	ロ	ロ	ロウ	ロウ	ロク
脇												
わき												

(1-2) 削除字種 (5 字)

勺 鍾 銑 脹 匄
シャク スイ セン チョウ もんめ

◆特集◆ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

◆文化庁ニュース◆
平成22年度文化庁長官表彰被表彰者の決定
登録有形文化財（建造物）の登録
海外日本古美術展「日本とタイ」ふたつの国の巧みと美」
創造都市ネットワーク会議開催

など

◆連載◆

「鑑」文化芸術へのいざない
よみがえる日本映画―映画保存のための特別事業費による（東京国立近代美術館フィルムセンター）
アーティスト・ファイル2011―現在の作家たち―国立新美術館
「文化人の気魄」
並木恒延・建築家
「いきいきミュージアム美術館・博物館事業レポート」
宮崎県立西部原考古博物館
「こどもの文化体験」
こどものための優れた舞台芸術体験事業
「祭り歳時記（伝承を支える人々）」
磐梯神社の舟引き祭り（新潟県）
「文化交流使の活動報告」
華道家・佐々木康人
「著作権トビックス」
電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議での検討状況
「言葉のQ&A」
「相互尊重に基づいた自己表現」としての敬語
「国立大学施設探訪（近代の記憶そして未来へ）」
千葉大学医学部本館

など

文化庁月報 2月号（通巻509）

平成23年2月25日印刷・発行

編集—文化庁

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

発行—株式会社 ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒136-8575 東京都江東区新木場1-18-11
編集 03-6892-6527
販売 03-6892-6666
フリーコール 0120-953-431
URL：http://gyosei.jp

印刷所—ぎょうせいデジタル株式会社

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、筆者個人の見解であることをお断りいたします。

定価 540 円 [本体 514 円]

年間購読料 6,480 円

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

広告の問い合わせ・申し込み先

(株) ぎょうせい出版事業部広告担当

電話 03-6892-6589（ダイヤルイン）

2011 Printed in Japan ISSN 0916-9849

本誌は本文に再生紙・大豆油インキを使用しております。

編集後記

漢字は一体何字あるのでしょうか。
日本の「大漢和辞典」(修訂二版)の親字は5万305字。中国の「中華字海」の親字(異体字も親字とされている)は8万6658字。国際的な文字コード表であるUnicodeで、漢字使用国それぞれの漢字に付されたコード番号は約7万。数え方の問題もあり、正確に漢字は何字あるかとは言えませんが、世界的に見ても、最も文字数の多い文字体系でありましょう。
漢字が何万字とも言っても、一般の社会生活で使っている漢字数は数千にとど

まります。今回実施した漢字の使用頻度調査(調査対象総漢字数約5千万字)では、前の「常用漢字表」の1945字で、書籍等において使われている漢字の96%強を賅っていました。こうした中、情報機器の普及という時代の変化を踏まえ、一般の社会生活における漢字の使用実態により即すように作成された「漢字使用の目安」が、新しい「常用漢字表」(2106字)です。
この「常用漢字表」の趣旨を理解していただくための説明会を1月～3月に開催します(詳細は文化庁HP参照)。(国語課)

美術館・博物館チケットプレゼント

今月号の展覧会等へのチケットプレゼントは、

- A 東京国立近代美術館
「生誕100年 岡本太郎展」 2組 (ペア)
B 国立国際美術館「風穴」 2組 (ペア)
C 奈良国立博物館「お水取り」 2組 (ペア)

です。ご希望の方はアンケートハガキのチケット応募欄に必要事項をご記入のうえ、2月25日(金)までにご投函ください(当日消印有効)。

*チケット発送をもって当選発表にかえさせていただきます。

文化庁では、ホームページで、文化庁に関する情報を幅広く提供しています。ご意見、文化庁月報の感想などを、ホームページのご意見欄へお寄せください。

●ホームページアドレス●

http://www.bunka.go.jp